

平成30年度

# 福島町議会

## 定例会 4月会議会議録

平成30年4月23日 開会

平成30年4月23日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意  
しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よ  
りできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫  
び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い  
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

平成30年4月23日（月曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	2 頁
○出 席 説 明 員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町長あいさつ .....	3 頁
○管理職の自己紹介 .....	4 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	4 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	5 頁
○日程第3 行政報告 .....	5 頁
〔各課所管事項について〕	
(1) 企画課の所管事項について	
(2) 産業課水産係の所管事項について	
(3) 建設課の所管事項について	
教育行政報告 .....	6 頁
1 幼児教育、学校教育	
(1) 地域おこし協力隊員の採用について	
2 スポーツ	
(1) スポーツイベントについて	
○日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について .....	7 頁
○日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	7 頁
○日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	9 頁
○日程第7 議案第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	10 頁
○日程第8 議案第4号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	13 頁
○日程第9 議案第5号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第2号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	14 頁
○日程第10 議案第6号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	15 頁
○日程第11 議案第7号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1 号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	16 頁
○日程第12 議案第8号 福島町国民健康保険診療所改修工事請負契約の締結について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	25 頁
○日程第13 議案第9号 財産（診療所医療機器A）の取得について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	26 頁
○日程第14 議案第10号 財産（診療所医療機器B）の取得について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	28 頁

○日程第15 議案第11号 財産（教育用コンピュータ機器）の取得について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決） .....	29頁
○休会の議決 .....	30頁
○休会の宣告 .....	30頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 1	専決処分した事件の報告について	4月23日	報告済
1	職員の給与に関する条例の一部改正について	4月23日	原案可決
2	町税条例の一部改正について	4月23日	原案可決
3	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	4月23日	原案可決
4	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	4月23日	原案可決
5	平成30年度福島町一般会計補正予算（第2号）	4月23日	原案可決
6	平成30年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	4月23日	原案可決
7	平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	4月23日	原案可決
8	福島町国民健康保険診療所改修工事請負契約の締結について	4月23日	原案可決
9	財産（診療所医療機器A）の取得について	4月23日	原案可決
10	財産（診療所医療機器B）の取得について	4月23日	原案可決
11	財産（教育用コンピュータ機器）の取得について	4月23日	原案可決

平成30年度

## 福島町議会定例会4月会議

平成30年4月23日（月曜日）第1号

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 行政報告  
日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について  
日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正について  
日程第7 議案第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第8 議案第4号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第9 議案第5号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第2号）  
日程第10 議案第6号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第7号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第8号 福島町国民健康保険診療所改修工事請負契約の締結について  
日程第13 議案第9号 財産（診療所医療機器A）の取得について  
日程第14 議案第10号 財産（診療所医療機器B）の取得について  
日程第15 議案第11号 財産（教育用コンピュータ機器）の取得について

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 行政報告  
日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について  
日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正について  
日程第7 議案第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第8 議案第4号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第9 議案第5号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第2号）  
日程第10 議案第6号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第7号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第8号 福島町国民健康保険診療所改修工事請負契約の締結について  
日程第13 議案第9号 財産（診療所医療機器A）の取得について  
日程第14 議案第10号 財産（診療所医療機器B）の取得について  
日程第15 議案第11号 財産（教育用コンピュータ機器）の取得について

### ◎出席議員（10名）

議長 10番 溝部 幸基 副議長 9番 平野 隆雄

1番 杉村志朗  
3番 川村明雄  
5番 木村隆  
7番 佐藤孝男

2番 滝川明子  
4番 花田勇  
6番 平沼昌平  
8番 熊野茂夫

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

町長 鳴海清春  
総務課長 工藤泰  
企画課長 住吉英之  
産業課参事（農林） 佐藤和利  
税務課長兼会計管理者 西田啓晃  
福祉課長 石岡大志  
認定こども園福島保育所園長 金澤峰子

教育長 前田勝広

監査委員 本庄屋 誠

副町長 高木 壽  
総務課参事 小鹿一彦  
産業課長 川合力哉  
産業課参事（水産） 寺谷志保  
町民課長兼吉岡支所長 小鹿浩二  
建設課長 紙谷 一  
福祉センター次長（鎌田一志）

事務局長兼給食センター所長 鎌田一志

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 阿部 憲一  
議会事務局主査 谷 藤 悟

議会事務局次長 鍋谷 浩行  
議会事務局書記 平野 文子

---

(開会 9時59分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから平成30年度福島町議会定例会4月会議を開会いたします。

日程に入る前に申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

---

## ◎町 長 あ い さ つ

---

### ○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会4月会議の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、定例会4月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

日に日に春の日差しが温かさを増し、役場の前のコヒガンザクラも桜の花を咲かせるような状況になりました。前浜ではウニ漁が開始され、浜で1,400円前後の高値で取引きされており、今年の収穫が期待されているところでもございます。また、4月に入り、間引き昆布の収穫も本格化し、北海シーウィードの乾燥加工場も前回視察いただいたように操業を開始してございます。

4月15日に東京都のアルカディア市ヶ谷において、第18回北海道福島会が開催され、溝部議長と共に出席をさせていただきました。私の方から出席者に対し、町内の前浜の状況などの情報を報告させていただいたところであります。また、翌日には、行政報告にもありますように、平成30年度の地方創生推進交付金が採択されましたので、北海道東京事務所を通じ、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務所の島田参事官を表敬訪問し、事業等の支援を要請してきたところでもあります。

さらに同日、第二青函トンネル構想を提言している一般社団法人日本プロジェクト産業協議会を表敬訪問し、意見交換をするとともに、札幌市の経済界や北海道市長会などの動向に関するアドバイスをいただき、当町が設立を予定している、仮称となりますけれども、第二青函トンネルを実現する会に対する支援を要請してきたところでもあります。

それでは、本日の案件についてですが、町立診療所の開設に伴う職員の給与に関する条例の一部改正が1件、新年度にあたり国の地方税等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴う町税条例及び国民健康保険条例の一部改正が2件並びに就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正が1件の計4件の条例改正となっております。また、4月13日に開催されました町立診療所の設置に関する調査特別委員会でお示しをしておりますが、町立診療所の運営に関する予算を追加補正するものでございます。

そのようなことで、条例の一部改正が4件、一般会計及び特別会計の補正予算が3件、専決処分に係る報告事項が1件の計8件の議案審議をお願いするものでございます。さらに追加議案といたしまして、4月20日入札執行に係る福島町国民健康保険診療所改修工事請負契約の締結に関する議案が1件、また、財産の取得に関する議案として、診療所医療機器の取得が2件、教育用コンピュータ機器の取得が1件となっております。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いたします。

### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長のあいさつを終わります。

---



## ◎管理職の自己紹介

---

### ○議長（溝部幸基）

次に、4月1日付けの人事異動により管理職に異動がありましたので、申し出により自己紹介を行います。

はじめに町長部局、次に教育委員会部局、最後に議会事務局となります。

最初に、町長部局、工藤泰総務課長から順次お願いいたします。

### ○総務課長（工藤泰）

引き続き4月1日からも総務課長を仰せつかりました工藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○企画課長（住吉英之）

引き続き企画を担当いたします住吉です。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○税務課長（西田啓晃）

引き続き税務課及び出納を担当します西田です。よろしくお願いいたします。

### ○総務課参事（小鹿一彦）

総務課財政担当の小鹿です。引き続きよろしくお願いいたします。

### ○町民課長（小鹿浩二）

引き続き町民課及び吉岡支所を担当します小鹿です。よろしくお願い致します。

### ○福祉課長（石岡大志）

引き続き福祉課を担当します石岡です。どうぞよろしくお願い致します。

### ○建設課長（紙谷一）

4月より建設課長をさせていただきます紙谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○産業課長（川合力哉）

産業課及び商工参事を担当します川合です。よろしくお願い致します。

### ○産業課参事（寺谷志保）

産業課水産担当参事の寺谷です。あと1年ですが、引き続きよろしくお願いいたします。

### ○産業課参事（佐藤和利）

4月の異動により産業課農林担当となりました佐藤です。よろしくお願いいたします。

### ○認定こども園福島保育所園長（金澤峰子）

引き続き認定こども園福島保育所園長を務めます金澤です。よろしくお願いいたします。

### ○教育委員会事務局長（鎌田一志）

引き続き教育委員会の事務局長を担当します鎌田です。よろしくお願いいたします。

### ○議会事務局長（阿部憲一）

議会事務局長阿部です。引き続きよろしくお願いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

以上で、自己紹介を終わります。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時06分）

（再開 10時07分）

---

### ○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

## ◎会議録署名議員の指名

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

7番佐藤孝男議員、8番熊野茂夫議員を指名いたします。

---

## ◎諸 般 の 報 告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。  
議会運営委員会の報告を行います。  
6番平沼昌平議会運営委員長。

### ○6番（平沼昌平）

平成30年度定例会4月会議の開催に際し、4月20日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、4月会議の審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会4月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、町立診療所の設置に関する調査特別委員会の報告を行います。

9番平野隆雄町立診療所の設置に関する調査特別委員長。

### ○9番（平野隆雄）

平成30年4月13日開催の町立診療所の設置に関する調査特別委員会の中間報告をいたします。

今回示されました町立診療所の設置に関する補正予算の内容については妥当であるが、次の点について配慮を願いたい。

最初に、6月中旬に開院するとしたスケジュールについては、性急に進めることなく施設を含めた人員等の体制をしっかりと整備した上で進めていただきたい。

次に、危機管理対応として、医療事故等が発生した場合の対応についても検討していただきたい。

次に、医療材料費（薬剤）の調達にあたっては、医師の意見を聞くことは当然ではあるが、町としても様々な情報を収集し、しっかりとの方針で一定の基準をもって購入管理するよう対応されたい。

なお、医療材料費は診療報酬の40パーセントを占めていることから、経費節減を図る中で将来的には医薬分業の検討も必要ではないかと思慮されます。

次に、診療所運営に係る経常経費等を診療報酬収入等で賄うことを基本とし、安易な繰入とならないよう注意されたい。

総括といたしましては、本特別委員会として、町立診療所開設にあたり、準備に万全を期して進めることを期待する。

なお、スケジュールにもあるとおり、今後、医師用住宅の建築も予定されていることから、当事件については継続調査としたところであります。

以上、本特別委員会の中間報告といたします。

### ○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## ◎行 政 報 告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。  
鳴海青春町長。

### ○町長（鳴海青春）

平成30年度福島町議会定例会4月会議の開催にあたり、平成29年度定例会3月会議以降の行政報告

を申し上げます。

各課所管事項について、ご報告をさせていただきます。

1点目として、企画課の所管事項について。

平成30年度地方創生推進交付金の交付対象事業に申請していた「新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業」及び「福島町岩部海岸わくわくクルーズ事業」について、国から3月29日付けで交付対象事業の内示がありました。

「蝦夷アワビブランド化事業」については、昨年度、陸上養殖加工施設の整備が完了しており、今年度は、企業化に向けた生産体制の確立と併せ、マーケティングや加工品などの商品開発を進め、本格的な事業化に向けて取り組んでまいります。

また、「岩部海岸クルーズ事業」につきましては、一般社団法人福島町まちづくり工房が主体となって、岩部海岸クルーズを中心とした魅力ある観光プログラムを構築することにより、交流人口の拡大を図るとともに、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

2点目の産業課水産係の所管事項について。

吉岡漁村環境改善総合センターの耐震診断委託業務が2月28日に完了しております。なお、診断の結果につきましては、耐震診断の判断基準となる判定指標値を下回っており、かつ、想定するマグニチュード6.5以上の地震に対しての耐震性に疑問があるとの結果となっております。

町では、これらの結果を踏まえ、今後の対応を検討することとしておりますが、当施設は、現在、館崎遺跡の収蔵庫として使用していることから、当面は倉庫として使用してまいりたいと考えております。

3点目の建設課の所管事項について。

北海道が施工する福島川広域河川改修事業について、函館開発建設部より平成30年度の全体事業費が2億1千万円になった旨の報告がありました。

事業内容は、用地等の買収、福島川右岸の約120メートルの河道の暫定掘削工事及び橋梁設計等となっております。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、前田勝広教育長。

#### ○教育長（前田勝広）

引き続き教育行政報告を申し上げます。

1点目の幼児教育、学校教育。

(1) 地域おこし協力隊員の採用についてでございます。

「横綱の里づくり」の一環として、相撲に親しみをもてる環境づくりの整備と幼児から高校生までの相撲教育指導者の充実を図るとともに、教育現場における武道教育の体制強化に向けて、地元出身者で相撲の実技と指導ができる男性1名を地域おこし協力隊員として4月1日付けで採用いたしました。

今後は、相撲の普及と合わせて、平成34年度の全国中学校体育大会相撲選手権大会開催町としての業務を進めてまいります。

2点目のスポーツ。

(1) スポーツイベントについて。

体育協会設立40周年及び総合体育館開館40周年の記念事業の内容について、去る3月22日に町内会連合会役員、体育協会会長そして教育委員会事務局の三者で協議を行い、本年9月30日に総合体育館において、町内会単位での参加による手軽なスポーツを行うことに決定したところであります。

今後、多くの町内会員の皆様が参加できるような、競技種目や催し物等の企画を検討したいと考えております。

以上で、平成29年度定例会3月会議以降の教育行政の報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

## ◎報告第1号 専決処分した事件の報告について

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。  
内容の説明を求めます。  
小鹿一彦総務課財政担当参事。

### ○総務課参事（小鹿一彦）

それでは、No.1議案の79ページをお開き願います。  
報告第1号 専決処分した事件の報告について。  
別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。  
平成30年4月23日提出、福島町長。  
次のページをお開き願います。  
専決処分書でございます。

今回の専決処分につきましては、平成29年度福島町一般会計補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定及び福島町長の専決処分事項の指定に関する条例第3号の規定に基づき、平成30年3月28日付けにて行っております。

専決処分の内容について、ご説明いたしますので、次のページをご覧ください。

平成29年度福島町一般会計補正予算（第13号）により、専決処分にて補正をしております。

第1条で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしております。

補正の内容につきましては、特別交付税の決定に伴う財源調整及び、この冬の大雪に伴う除雪対策に対し国庫補助金が交付されたことによる財源繰替えで、それに伴う財政調整基金からの繰入額を減額したことによるものでございます。特別交付税につきましては、3月交付分が3月22日に交付され、除雪対策に係る国庫補助金につきましては、3月30日に交付されております。

それでは、まず歳入からご説明いたしますので、88ページをお開き願います。

9款地方交付税、1節の特別交付税で1,436万9千円の追加でございます。特別交付税予算額は1億8千万円に対し、交付決定額が1億9,436万9千円となっております。

次に、12款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、5節の臨時市町村道除雪事業費補助金で1,500万円の追加でございます。

次に、16款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で2,936万9千円の減額でございます。上記2つの科目の追加補正によりまして、財政調整基金からの繰入額を減額するものであります。これにより、平成29年度の財政調整基金からの繰入額は2億4,812万4千円となります。

次に、歳出をご説明いたしますので、90ページをご覧ください。

8款土木費、2項2目の道路維持費で平成29年度の除雪費に対し、国庫補助金1,500万円を特定財源とし、一般財源1,500万円を減額する財源繰替えとなります。

以上、専決処分の内容について、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

### ○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。  
特に確認したい事項等はございますか。  
（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

以上で、報告を終わります。

---

## ◎議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤泰総務課長。

○**総務課長（工藤泰）**

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年4月23日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料2の1ページで説明いたしますので、そちらをお開きください。

議案第1号関係でございます。

1、改正の目的について。

職員の給与に関する条例において、等級別基準職務表を規定しておりますが、町立診療所の開設にあたり、事務長、看護師及び准看護師の職を新たに追加いたします。また、グループ制から課制に変更した際、課長補佐及び課長の定義に主任、学芸員、課長補佐、センター長及び支所長が明記されていなかったことから、今般、条例の一部改正をしようとするものでございます。

2の改正の概要につきましては、改正後の太字ゴシックで記載しているものが追加になるところでございます。（1）の係でいきますと、主任、看護師、准看護師、学芸員。（3）の課長補佐では、課長補佐。（4）の課長の職では、事務長、センター長、支所長となっております。

3、施行期日について。

公布の日から施行いたします。

なお、議案の1ページから2ページまで、新旧対照表を掲載しております。

以上で、職員の給与に関する条例の一部改正について、説明を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、議案第1号は可決いたしました。

## ◎議案第2号 町税条例の一部改正について

### ○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田啓晃税務課長。

### ○税務課長（西田啓晃）

それでは、議案の3ページをお願いいたします。

議案第2号 町税条例の一部改正について。

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年4月23日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料2の2ページをお開き願います。

議案第2号関係でございます。

1の提案の理由について。

地方税等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正しようとするものであります。

2の改正の内容について。

主な改正内容は次のとおりですが、条例改正に伴い生じた条項の追加による条項ずれ及び規定の整備、文言整理等についても併せて改正しようとするものでございます。

(1)の個人所得課税関係でございます。

①として、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることに伴いまして、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件について、現行の125万円以下を135万円以下に改正するもので、平成33年1月1日から施行いたします。

参考といたしまして、個人住民税の基礎控除額が現行の33万円から43万円に改正されるものでございます。

②として、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定であり、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改正するもので、平成31年1月1日から施行いたします。

(2)の地方たばこ税関係でございます。

①として、たばこ税の引き上げについて。

今回の改正では、たばこ税の税率を引き上げるものでございます。なお、実施時期については、激変緩和の観点等への配慮から平成30年10月1日から平成33年10月1日までに3段階で引き上げを行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

たばこ税の改正について。

年度毎に1,000本当たりの税率の改正案を記載してございます。中ほどに、町たばこ税を記載しております。現行の5,262円が、平成30年10月1日からは5,692円に改正となり、430円の増であり、これ以降についても同額の増となります。平成32年10月1日からは6,122円、平成33年10月1日からは6,552円に改正されることとなります。

なお、引上げの税率については、国及び地方のたばこ税率に1本当たり3円の引上げとなりますが、消費者・小売店等への影響に配慮いたしまして、平成30年10月1日から1本当たり1円、1箱当たり20円ずつ3回に分けて段階的に実施するものでございます。

②として、加熱式たばこについて。

アの課税区分の新設について。

近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設けるものでございます。現行制度では、加熱式たばこにつきましては、パイプたばこの課税区分でございます。

イのみなし製造のたばこの整備について。

加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品等は、製造たばこことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこ区分は加熱式たばことするものでございます。

なお、加熱式たばこにつきましては、平成30年10月1日から施行いたします。

ここに記載してございませんが、加熱式たばこの税率につきましては、平成30年10月1日から5段階で平成34年11月まで行うものでございます。

3の施行期日について。

規定の整備で文言整理等については公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。また、上記の各項目に応じて定める日から施行いたします。

なお、議案の3ページから37ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、町税条例の一部改正についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

---

◎議案第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田啓晃税務課長。

○税務課長（西田啓晃）

それでは、議案の39ページをお願いいたします。

議案第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年4月23日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料2の4ページをお開き願います。

議案第3号関係でございます。

1の提案の理由について。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、福島町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の内容について。

(1)の課税額に係る内容の改正でございます。

平成30年度からの国民健康保険都道府県広域化に伴い、課税額の内容として基礎課税額、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に係る部分について、国保事業費納付金として納付するように改正を行うものでございます。

基礎課税額の場合では、現行では国民健康保険に要する費用に充てるための保険税の課税額となっているものを、国民健康保険事業費納付金に充てるための保険税の課税額に改正するもので、後期高齢者支援金及び介護納付金についても同様となっております。

(2)の課税限度額及び軽減判定所得の改正でございます。

①として、課税限度額の改正で、基礎課税分の4万円増とし、54万円を58万円に改正するもので、合計が89万円から93万円に変更となるものでございます。

②として、低所得者に係る軽減の拡充についてでございます。

まず、1点目として、5割軽減基準額についてでございます。被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に改正するもので、被保険者1人につき5千円の増となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

2点目として、2割軽減基準額についてでございます。被保険者数に乗ずる金額を49万円から59万円に改正するもので、被保険者1人につき1万円の増となるものでございます。

3の施行期日について。

(1)として、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

(2)として、この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、議案の39ページから42ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時37分)

(再開 10時37分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

西田啓晃税務課長。

○税務課長（西田啓晃）

先ほど説明の中で、2割軽減基準のところを「49万円」を「59万円」と言いましたので、「49万円」に訂正願います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時37分)



○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
西田啓晃税務課長。

○税務課長（西田啓晃）

2割軽減基準についてですが、先ほどの説明で改正後の「50万円」を「59万円」と誤っていましたので、「50万円」に訂正願います。

○議長（溝部幸基）

そのように処理します。  
提案理由の説明が終わりました。  
質疑を行います。  
2番滝川明子議員。

○2番（滝川明子）

1つお伺いいたします。課税限度額が4万円上がるということなんですけれども、国民健康保険の対象者のうち、どのくらいの人数がこれに値するんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

西田啓晃税務課長。

○税務課長（西田啓晃）

平成29年度につきましては、限度額を超えている世帯は22世帯ございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。  
説明員との意見交換を行います。  
2番滝川明子議員。

○2番（滝川明子）

22世帯でございますが、子育て世代、若い方がまだまだ出稼ぎをしている方が多くて、実際の所得が高いんですけれども、経費が大変かかるということで、国民健康保険税の支払いというのはかなりの負担になっていると考えております。この出稼ぎの若い世帯は、22世帯のうちどのくらいあるんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

西田啓晃税務課長。

○税務課長（西田啓晃）

出稼ぎの世帯につきましては、ほとんどが社会保険の方に加入されておりますので、この世帯の中には入ってございません。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。

---

◎議案第4号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

---

○議長(溝部幸基)

日程第8 議案第4号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二町民課長。

○町民課長(小鹿浩二)

それでは、議案の43ページをお開きください。

議案第4号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年4月23日提出、福島町長。

内容について、ご説明いたしますので、資料No.2説明資料の6ページをお開きください。

議案第4号関係、福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

1の提案の理由についてでございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が平成30年4月1日に施行されました。

当該条例がこの基準府令と同様の規定としていることから、基準府令に準じた改正をするものであります。

2の改正の内容についてでございますが、第15条第1項第2号中、「同条第9項」を「同条第11項」に改正するものです。法改正により生じた条項ずれに対応した内容となっております。

3の施行期日についてですが、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

なお、議案43ページには、条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第4号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第4号は可決いたしました。

---

◎議案第5号 平成30年度福島町一般会計補正予算(第2号)

---

○議長(溝部幸基)

日程第9 議案第5号 平成30年度福島町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課財政担当参事。

○総務課参事(小鹿一彦)

それでは、No.1議案の45ページをお開き願います。

議案第5号 平成30年度福島町一般会計補正予算(第2号)。

平成30年度福島町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ633万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,781万8千円とする。

平成30年4月23日提出、福島町長。

まず、歳出からご説明いたしますので、資料No.2議案説明資料の7ページをお開き願います。

一般会計補正予算(第2号)の事務事業別説明資料でございます。

まず、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費の芸術・文化費で250万円の追加でございます。

ここで申し訳ございませんが、財源内訳の字句の訂正をお願いいたします。

「道支出金」となっておりますが、「諸収入」に訂正願います。

主な増減は、負担金・補助及び交付金の任意団体助成金で、横綱太鼓保存後援会に対するコミュニティ助成事業で、古くなった太鼓の補修に対する10分の10の補助金でございます。

なお、コミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターの宝くじ収益金による助成事業となっております。

次に、12款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目繰出金、事務事業予算名も同様に383万1千円の追加でございます。この後ご審議いただきます国保会計と診療所会計に対する一般会計からの繰出金の増減となっております。

まず、国保会計ではレセプト点検業務を臨時職員から業者委託にしたことにより198万9千円の減額、診療所会計では開設に向けた経費の補正計上に関連し582万円の追加となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き歳入をご説明いたしますので、No.1議案の52ページをお開き願います。

歳入について、ご説明いたします。

16款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で383万1千円の追加でございます。今回の補正に係る財源調整による追加であります。これにより平成30年度の財政調整基金からの繰入額は2

億1,035万3千円となります。

次に、18款諸収入、5項雑入、以降、節まで同様で、コミュニティ助成事業収入で250万円の追加でございます。歳出でご説明いたしました横綱太鼓保存後援会に対する自治総合センターからの助成金となっております。

以上で、議案第5号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第2号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第5号は可決いたしました。

---

◎議案第6号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第6号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

それでは、議案の55ページをお願いいたします。

議案第6号 平成30年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ239万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,424万3千円とする。

平成30年4月23日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、平成30年度の国保レセプト点検の業務に係る臨時職員を募集のところ応募が無かったため、レセプト点検を直営方式から委託方式に変更することに伴い予算を調整す

るものでございます。

それでは、予算の内容について歳出からご説明いたしますので、64ページをお願いいたします。  
事項別明細書の歳出です。

1款総務費、1目医療費適正化特別対策事業費、4節共済費で68万1千円の減額、7節賃金213万9千円の減額は、レセプト点検に係る臨時職員の人件費減に伴うものでございます。11節需用費2万円の減額は、レセプト点検業務に係る薬価リストや療養点数早見表等の図書代の減に伴うものでございます。13節委託料は44万7千円の追加ですが、内訳は、歯科レセプト点検委託料25万3千円の減額、レセプト点検委託料61万5千円の追加、柔道整復分点検委託料8万5千円の追加でございます。

平成29年度までは、歯科レセプト点検の業務のみを委託しておりましたが、歯科も含めた一般診療すべてに係るレセプト点検とする内容でございます。また、あん摩マッサージなどの柔道整復分については、単価が異なるため、別の項目で計上するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、62ページをお願いいたします。

3款道支出金、1目保険給付等負担金、2節も同様で7万3千円の減額は、歳出の減に伴い道特別交付金に係る保険者努力支援分の基準額が少なくなったためでございます。

4款繰入金、1目一般会計繰入金、2節も同様で事務費繰入金198万9千円の減額。

6款諸収入、5目雑入、2節保険料負担金収入、臨時事務員社会保険料負担金収入33万1千円の減額は、いずれも歳出の臨時職員に係る人件費の減に伴い減額となるものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第6号は可決いたしました。

---

◎議案第7号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第7号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

それでは、議案の65ページをお願いいたします。

議案第7号 平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,146万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,347万円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年4月23日提出、福島町長。

次に、68ページをお開き願います。

第2表の地方債補正でございます。

起債の目的につきましては、町立診療所施設改修等事業債で、補正前の限度額8,280万円に690万円を追加しまして、補正後の限度額を8,970万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

今回の補正の主な内容につきましては、町立診療所の運営に係る経費として、歳出で診療業務委託料や看護師等件費及び医薬材料費や備品購入費、歳入で各種診療報酬収入等を追加計上するものでございます。

なお、補正予算に関しましては、年度途中の6月からの開設予定となることから、約10カ月分の予算を見込んでおります。

それでは、予算の内容について、歳出からご説明いたします。

76ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出です。

1款総務費、1目一般管理費で、補正額3,613万6千円の追加で、当初予算も合わせた合計額では3,963万6千円でございます。内訳としまして、2節給料が1,362万円ですが、40歳の基本給で5名分、10カ月分で見込んでおります。3節職員手当等736万9千円、4節共済費760万2千円は、これらの基本給を基準とした各種手当、共済組合負担金等を計上しております。7節賃金40万円は、職員が休暇を取得する際の臨時職員賃金を見込んでおります。8節報償費10万円は、開業時の記念品代として、患者さんに診療所の愛称や電話番号等を記載したティッシュ等の配付を計画しております。9節旅費50万円は、医師等の普通旅費を見込んでおります。11節需用費50万円は、修繕費25万円外でございます。12節役務費62万円は、広告料30万円外でございます。広告は新聞広告を予定しております。13節委託料は157万2千円で、内訳は77ページの説明欄に記載しておりますが、機械警備委託料32万4千円、施設清掃業務委託料67万8千円、電気保安業務委託料20万円外でございます。14節使用料及び賃借料30万円は、機械・器具等借上料20万円外でございます。18節備品購入費269万円で、内訳は、事業用備品購入費237万円、ソフトウェア購入費20万円外でございます。19節負担金・補助及び交付金86万3千円で、内訳は、6月以降の日本医師会、北海道医師会、渡島医師会の負担金として計14万3千円、渡島医師会開業負担金として50万円外でございます。なお、渡島医師会開業負担金に関しましては、初年度限りの負担となります。

次に、78ページをお願いいたします。

下段の2款診療事業費、1目診療費で、補正額5,532万4千円の追加で、当初予算も合わせた合計額では1億4,352万4千円でございます。まず、11節需用費は3,130万円、内訳としまして、消耗品費30万円、医薬材料費3,100万円でございます。12節役務費25万円で、電子カルテVPN通信費20万円外でございます。13節委託料2,023万7千円で、内訳は、医療事務コンピュータ保守管理業務委託料52万円、臨床検査業務委託料100万円、診療業務委託料1,515万円、光銭医院から提供を受ける医療機器設置委託料16万7千円、町立診療所医師用住宅設計委託料340万円でございます。18節備品購入費353万7千円は、医療機器等購入費の追加分となります。これは当初レントゲン撮影機器は、一般撮影X線システムで計画しておりましたが、バリウム検査も対応可能なX線透視

診断装置の併用タイプに変更したためでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、72ページをお願いいたします。

1款診療事業収入、1項診療収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額が1,540万円の追加で、当初予算も合わせた合計額では1,541万円、2目社会保険診療報酬収入1,155万円の追加、3目後期高齢者医療診療報酬収入3,850万円の追加、4目一部負担金1,155万円の追加でございます。1目から4目までの収入割合に関しましては、これまでの国保、後期高齢者医療等の実績を勘案しまして、1目国保で20パーセント、2目社保で15パーセント、3目後期高齢者で50パーセント、4目一部負担金、患者さんの自己負担分でございますが、15パーセントの割合で計上をしております。

5目その他の診療報酬収入100万円の追加は、健康診断等に係る収入になります。

1項診療収入の補正額は、計7,800万円の追加で、当初予算も合わせた合計額が7,801万円となります。

次に、2項診療外収入、1目使用料及び手数料、補正額72万円の追加は、1節使用料1万円、2節手数料71万円の追加でして、手数料の内訳は、予防接種手数料50万円等でございます。

次に、2目預金利子1万円の追加。

73ページになりますが、3目雑入1万円の追加で、2項診療外収入の補正額は74万円の追加となります。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目も同様で、補正額582万円の追加、当初予算も合わせた合計額が1,502万円となります。繰入金が増加した主な要因といたしましては、医薬材料費は診療報酬に対して、当初約35パーセントで計画しておりましたが、初年度はある程度の在庫を見込まなければならず、約40パーセントとしたためでございます。

3款町債、1項同様で、1目施設改修等事業債、補正額690万円の追加。これは医師用住宅設計委託料340万円と医療機器等購入費追加分の350万円分を見込んでいるものでございます。当初予算も合わせた合計額では8,970万円となります。

なお、資料といたしまして、追加で配付しました78の1ページから78の3ページまで、職員の給与明細書に係る調書を記載しておりますので、ご参照を願います。

次に、補正予算関係で、職員募集の状況や医師住宅建設等について、ご説明いたしますので、議案説明資料No.2の8ページをお開き願います。

議案第7号関係でございます。

1、職員募集等について。

職員の募集については、3月会議において事前に説明しておりますが、3月20日に職員募集を開始し、4月20日締め切りで進めております。

募集人員は、看護師及び准看護師3名、事務員2名とし、4月16日現在、看護師1名、准看護師2名、事務員には4名の応募があり、5月上旬には面接試験を予定しているところでございます。その後、事務員につきましては追加で3名の応募がありまして、計7名の応募者となっております。

なお、診療所の職員体制につきましては、医師1名、看護師3名、事務職員2名体制とする予定であります。また、診療所開設に向け4月には再任用職員1名を診療所担当職員として福祉課に配属したところであり、事務長については開設後、福祉課長が兼務する予定であります。

2、医師住宅建設について。

開業後は、当面、光銭医師は木古内町の自宅から通勤して勤務することとしておりますが、冬期間等今後の状況を考慮し、医師とも協議のうえ町有地に医師住宅を建設することとし、年内の完成を目指し、本会議に設計費を、6月会議には建設工事費を計上する予定としております。

(1) 建設予定地、福島町字三岳92番地1。

(2) 構造、木造・平屋建。

(3) 延床面積、約26坪を予定しております。

なお、9ページに建設予定地、10ページには住宅の参考平面図がございますので、ご参照を願います。

3、今後のスケジュール(予定)でございます。

(1) 5月上旬、診療所開設届を渡島保健所に。(2) 5月中旬に、保健医療機関指定申請を北海道厚生局へ提出を予定しております。また、(3) 6月15日、金曜日には、診療所の開設を予定しております。

す。(4) 6月19日には、6月会議への提案ということで、医師住宅建設予算を予定しております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

8ページで「開業後は、当面」という言葉を使っております。この当面という、その時間的な軸に沿った考え。この当面という言葉は、どういう意味で使われているのか。まず、お聞きしたいと思います。

それから、光銭医師は木古内町から通勤ということになっていますけれども、この医師の1日の福島町内での診療活動のタイムスケジュールというのは、どの程度医師と相談されているのか。まず、その2点お聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

1点目の当面という期間でございますが、6月から開業を予定しております。6月1日から職員の雇用、そして先生の委託業務が始まるわけですけれども、実際には診療所の開業を6月15日に予定しております。その間、様々な準備、運営にあたっての色々な確認をする予定でございます。それで、医師住宅につきましては、これから設計予算を計上しているところでございますが、設計、そして工事を進めて、年内の完成を目標にしております。当面という部分に関しましては、年内ですので、12月頃を予定しております。

また、2点目の関係でございます。病院のスケジュールですけれども、6月15日開業以降は8時半に窓口を開けて、夕方の5時までを予定しております。ただし、平日の受付に関しましては、午後4時半で最終受付終了という予定でございます。また、毎週木曜日につきましては、午後を往診の曜日に充てておりますので、木曜日のみ午後12時15分までという窓口体制でございます。また、土曜日につきましては、町内の小笠原先生と協議をしております、小笠原クリニックが毎月第1・第3・第5土曜日、町立の国保診療所につきましては第2・第4土曜日を午前診療ということで計画をしております。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

私の聞いているこの当面というのは、通勤にあたっての当面なんです。だから、冬期間はこちらにずっといるということになるんでしょうけれども、当面、何月何日まで通勤して、何月何日からこちらにずっと住まわれるのか。木古内と福島はそんなに遠くないと思うんですけれども、その期間的なものをどのように協議しているのかということなんです。

それから、今のそのタイムスケジュール。1日のタイムスケジュールは、今、おっしゃっていただきましたから分かりました。

また、もう1つ違う質問になるんですが、医療機器が専門用語でかなり出てきますけれども、知っている人はもちろん知っていて、そんなことも分からないのかと言われるような感じもいたしますが、やはり新しく歩み出すわけですから、笑われても、その機器の内容と説明は今後やはりこの議案書なり何なりに詳細に書いていただけないのかということで、2点目お聞きしたいんですけれども、まず当面という言葉の使い方について再度お伺いします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

ここで言う当面というのは、木古内町の光銭医師が福島町の診療所まで通勤する期間を示しております。



それで、医師住宅が出来るのが年内、12月ですので、12月の1日に出来るのか、あるいは中旬に出来るのかは、これから建設課担当の方とも協議の上、なるべく早く完成出来るようにしてまいりたいなと思っております。また、医師住宅が出来た後は、光銭先生は福島町に引っ越しをいただいて、来年の春以降は通勤しないで福島町に常駐するという予定でおります。

また、医療機器の関係につきましては、大きく15、16点ございますが、一番大きいものに関してはレントゲン撮影機器。先ほど出ました透視もできるもの、胃のバリウム検査もできるものをタイプとしては選択をしております。また、超音波検査、内臓の色々な部分を超音波で検査する機械。それから、内視鏡の送水装置、血圧の検査。24時間心電図、24時間心臓の動悸等を確認するものでございます。それに付随する様々な分析装置、それから血液検査の測定装置、呼吸機能の検査。あと大きいのが紙カルテでなくて、電子カルテシステムを入れて様々な検査機器の方からコンピュータ管理をします。診療室の方で実際に検査した部分が診察室の方でも確認できるという部分を今回導入する予定でございます。そのほか細かい部分に関しては、尿検査、聴力検査、視力検査、体重計、血圧計等でございます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時15分)

(再開 11時26分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

先ほどの平沼議員のご質問でございますが、医療機器の一覧につきましては、今、口頭で概要の説明をしましたが、次回の議会で一覧表を整理させていただいて、お示しをしたいなと思っております。

また、先ほどの議案説明資料の8ページ、今後のスケジュールの予定として、(4)に6月19日、6月会議提案で医師住宅建設予算とありますが、建設の方ともスケジュールの整理をした結果、7月にずれ込む可能性がございますので、この点あらかじめご了承をいただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

1番杉村志朗議員。

○1番（杉村志朗）

今まで特別委員会でも、この住宅地なり建設予定地のこういうものは資料として見てきましたけれども、本会議でこれが示されたのは今日が初めてでございます。そういうことで、この建設予定地につきましては、ここは目的があって定住促進のための土地であった。そういう所にこういう予定地を計上して如何なものでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ここの用地については、懸案となっております用地を町で取得させていただきました。当初の計画では定住促進用の住宅ということでもありますけれども、ただ、我々は今その計画をしっかりとコンクリートで固めているわけではございませんし、また、概要図を見てもお分かりかと思いますが、ある程度余白地も結構空いていますので、そこの所の町有地の有効活用ということで、色々候補地を考えましたけれども、ここが一番ベストだということで決定をさせていただいておりますので、そのような形で予算計上していきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

1 番杉村志朗議員。

○1 番（杉村志朗）

町長の答弁も理解しないわけではありませんけれども、また、病院の近辺にも従来の結構な施設的な町有地も残っていると思う。そういうことで、病院にも近いし、色々なそういう夜間の診療なり救急なりの面から考えても、もう少しその辺の考える余地があるんでないのか。まず1点。

それと、これは町立の病院ですから、地元にも陽光園なり、それからもう1つ介護施設的なものがありますけれども、その辺の施設についても当然、医師が診らさるということだろうと思いますが、まず2点。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々も医師住宅の予定地については、現在ある用地の中で色々検討させていただきました。ただ、その場所によって色々問題があったり、なかなか適地でないということで、光銭先生とも色々相談をさせていただいて、この場所であれば良いだろうということのご意見もいただいておりますし、総合的に我々としては今の中での最適地だということで判断をさせていただいてございますので、そのところについてはご理解をお願いしたいなと思ってございます。

そして、まさに先生がいらっしゃいますと、当然、学校医も含め、また陽光園の嘱託医と言いますか、そういったものも今度小笠原先生と役割分担をしながらやっていただくこととなりますので、そこについては着任後早々、ある程度整理をさせていただきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

1 番杉村志朗議員。

○1 番（杉村志朗）

住宅につきましては、今、町長もチラッとっておりますけれども、今、改築される病院の2階部分というのは、3部屋ほどあって随分広い間取りも持っているだろうと思います。それで、まず新しく建設しようとしておりますけれども、家族が来るわけでもありませんし、医師が1人で来る。ですから、私はものの考え方で、現在の医院の2階部分にそういうことを考えられても良いんでないのかなと思いますけれども。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

病院の2階部分については、従業員の休憩室だったり、そういった活用をされる、また、院長の休憩場所ということにもなるんだと思ってございます。ただ、杉村議員おっしゃるとおり、病院病棟がありましたので、その場所はあるんだと思います。ただ、我々は今、光銭先生だけを考えているわけではございませんので、将来的にどういった方々、色々な先生の家族構成とか色々あるんだと思います。今後、5年、10年先を見据えたときに、それらに対応できるものとしての医師住宅を確保することが必要だということの認識を持ってございますので、今、急遽、先生が来るにあたって当座間に合えばいいということではなくて、将来的にどういう方が来ても対応できるような、これからの恒久的な医師住宅を建てたいということで議会の方にもお願いしているところでありますので、そのところは少しご理解をいただきたいなと思ってございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

6 番平沼昌平議員。

○6 番（平沼昌平）

今、杉村議員に対しての町長の答弁を聞いて、なるほどなど。けれども、これからそこに住まわれる方がまだはっきりもしていないのに、今それを言っているのかなという気もしないでもございませぬけれども、やはり先を見た考え方を持った計画なんだなということで、ある程度住宅に関しては私も質問しようと思ったんですけれども、納得させられました。

ただ、やはりこの住宅建築にあたっての将来性というもの、それから通勤に当たってなるべく近場に建てるというのが私は基本だと思うんですね。同じ町内であっても。それで、緊急対応。やっぱり我々が一番期待するのは24時間、先ほど聞いたら当面の間ということは、早い話が、これも確認しなきゃならないんですけども、当面の間というのは、住宅が出来ると常駐するという風にとらえていいのかなのか。まず、その辺を1点。それから、常駐してくださるならば、やはり町内の民間でやられている先生と十分協議しながら、どういう内容で、町内にやはりそういう関連してお世話にならなきゃならない施設もあることから、どういう協議体制で進めていくのか。そういうのは定期的にじゃあ話し合う機会というのは持つのか。私は必要だと思うんですけども、その辺もお聞きしたいなと思うんです。その中で、やはり住宅というのは車を使って行くというのも必要ですけども、同じ町内でも、できれば徒歩で通勤できるというのが理想かなと思うんですが、その辺は検討なさらなかったのかなのか。まず、お聞きしたいなと思います。今、空き地になっていますけれども、その来られる医師が町内の中を歩きながら通勤していくというの、これまた地域の人達とのコミュニティを取るためには大変重要なことだと思うんですね。副町長が自宅から庁舎まで歩いて来るのと同じでございまして、やはり町民の顔を見て、その時々々の状況を確認する。そういうものも視野に入れなかったのかなのかお聞きしたいなと思います。

それから、車が必要になりますよね。車等は個人の物にするのか、町で支給するものなのか。その辺も将来的にどういう風に考えているのか。お聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

医師住宅の建設予定地につきましては、当初、私どももやはり旧深浦さんに近い所が良いであろうと。具体的には旧助産所、旧登記所、それから福島歯科診療所の横の空き地、館古の公団付近の住宅ということで、主に4箇所程度を候補として考えておりましたが、近隣環境等の問題等がございまして、なかなか一定程度のスペースを確保するのが困難であるということで、現在のこの三岳の部分に関しては、居住ですので、買い物部分、国道から近いという部分も加味しながら、内部での候補地として光銭先生の方にご提案をして、現地も確認をしていただいております。将来的には、この奥地の方には若者定住の住宅の計画もあるという部分で、先生も問題は無いというお話をしております。

それと、常駐するのかなという部分に関しては、光銭先生もやはり福島町に居住してじっくり通勤をしたいという要望がございまして。当面、今は住宅が無いものですから、住宅が出来てから常駐するという部分がございまして。また、前の議会の中でもチラッと触れておりましたが、現光銭医院の2階がグループホーム杉の木別館でございまして。また、旧いさりびの方もグループホームで、全部で3ユニット、27名の介護施設を運営されておりますが、そちらの方も福島町の診療所と並行して運営されると。それで、経営母体につきましても、今、株式でやるという部分を光銭先生の方でやっておりますが、主にそちらの方は週末なり木曜日の午後診療の中で対応をするということになっておりますけれども、福島町のこの医師住宅には常駐するということで確認をしております。

また、小笠原先生との連携につきましても、渡島医師会で今年の春までは小笠原先生が会長、光銭先生が今現在も副会長という立場で、色々な胃がん対策の事業等を展開しております。町内の様々な施設、学校だったり、老人ホームだったり、そういった部分に対しても対応するという確認は取っております。ただ、6月早々はなかなか期間的に難しいのかなというお話をしております。当面、診療所の業務が落ち着く8月末以降になるであろうという展開でございまして。

車の部分につきましては、町で公用車の部分もご提案したんですけども、訪問診療にあたっては今現在光銭先生が乗っているワンボックスの車がございまして。慣れている車の方が良いということですので、公用車の貸与、準備は必要ないという風に確認を取っております。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

車は自分のを使った方が一番よろしいんでしょうけれども、先ほど石岡課長、木曜日午後から往診体制という風に最初の質疑のとき私聞きました。今も木曜日午後からということなんですけれども、言っている内容がちょっと違って聞こえたんですが、木曜日午後から往診というのは、福島町の町民の方々の往診

であって、木古内の自分のグループホームのことではないと思うんですけども、その辺どうなんですか。木曜日の午後からは木古内町に行って、自分の仕事をするということなんですか。だから、その辺先ほど聞いた勤務体制というのはどうなんですかということなんです。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

木曜日の午後につきましては、福島町の訪問診療を中心に考えておりますが、実は今現在も木古内町で患者さんを抱えております。木古内町、知内町の患者さんからも、引き続き福島町の診療所が出来たら通いたいと。あるいは、その状況によって通えない部分は、今まで同様に訪問診療の部分というご相談も受けておりますので、福島町の他に知内町、木古内町も視野に入れた中での時間調整での訪問になろうかと考えております。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

もう1回確認します。グループホームを3つ持っていてらっしゃる光銭先生が、木曜日、自分の仕事で休むということではない。ただ、知内にも木古内にもいる患者さんを往診するという考え方でよろしいんですね。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

そのとおりでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

2番滝川明子議員。

○2番（滝川明子）

特別委員会で医療機器については一覧でお示しいただくというお話でしたけれども、その中には多分入っていないんじゃないかなという風に思うので、意見を申し上げたいんですが、深浦病院があった時に通っていた患者さんが約40名。その方達が閉院している間はバス等で、特に知内の診療所等に随分行っていますよね。それで、その患者さん達がどういう診療を受けていたのかをお調べになったのでしょうか。私が聞きますと、整形の関係が多いんですね。それで、整形というのは電気をかけるだけとか、そういう処置的な診療を毎日に近いくらいやる。そういう患者さんが深浦さんが開院していた時は多かったという風に聞いているんですね。それで、電気みたいな医療機器を設置した方がよろしいんじゃないかなという風に実は考えていました。特別委員会の後に気付いたことなので、そういった検討は考えましたでしょうか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

深浦先生が整形関係も対応されていたという情報でございますが、今現在これから光銭先生が開業をする中で、実際に先生が持っている部分は内科と消化器科と小児科。この3つでございます。この3つの部分を中心に医療機器の導入等を計画しております。整形外科の電気機器等につきましては、現時点では導入の計画はございません。

○議長（溝部幸基）

2番滝川明子議員。

○2番（滝川明子）

整形が直接の診療目的でなくても、血圧等で行ったにしても、高齢のために足腰痛い、肩が痛いとかいうので、随分電気をかけるみたいな簡単な医療機器なんじゃないかな。使っていたということなんですよね。今でも整形を診てもらうのは整形の先生に診てもらうんでしょうけれども、随分そういう電気をかけたりするために定期的にバスに乗って通っている患者さんが多いという風に聞いていたんです。ですから、整形を専門として掲げていなくても、そういった機械は用意できるんじゃないでしょうかね。小笠原先生

の所にも有るようなことを聞いていませんか。私もその辺りははっきりしないんですけども、お調べいただければという風に思っております。どっちにしても、患者さんが戻ってらっしゃるか、ちゃんと福島の方が福島の町立診療所を利用していただくことが、とてもとても大事なことで、心配でもありますので、意見で申し上げました。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

当然、町立診療所とはいえ、やっぱり地域の医療となりますし、滝川議員おっしゃるとおり、高齢化する中で確かに転んで膝を悪くしたとか、それから歩けなくなったという形で整形に通っている方、例えば松前の吉田整形さん、知内も山根先生の関係で色々な形で整形に行っているんだと思います。やはり光銭先生が福島に来ていただく一番の目的の中に、地域医療に貢献したいということがありますので、そういった思いはあるんだと思います。ただ、専門的なことは我々分かりませんが、やはり医療行為として出来るもの、出来ないものが当然専門の中にあるんだと思ってございますので、そういった中で先生が可能であれば、そして必要とするのであれば、我々は新たにそういった器具を設けることは問題ないと思いますけれども、ただ、今、専門外のところまでじゃあ必要なかとなると、ちょっと違うんだと思いますので、それはまた先生が来てやってみて、そういったものが内科なり、そういう専門の中で必要として、それが医療行為として出来るのであれば問題ないのかなと思いますので、そのところは先生とよく相談しながら、先生の意向も踏まえながら対応して、なるべく地元で医療行為が出来るようなことを我々としても積極的に働きかけ、1人でも2人でもやはり地元の病院にかかっていることが、最終的にその病院の健全財政にも繋がりますので、そういったことを我々としても先生とよく協議をしながら努力してまいりたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

4番花田勇議員。

○4番（花田勇）

あまりきな臭い話はしたくないんですけども、今、石岡課長が木曜日の往診、知内、木古内の現在光銭先生が診ている患者さんも往診するんだということになると、その診療報酬というのは福島診療所の肩書で先生が行くのであれば、当然福島の診療所の収入という風に見ていいんですか。それとも個人なんですか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

町外の部分に関しても、福島町の国保診療所の会計での診療報酬という整理でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

前段の質疑で、土曜日の体制は午前中に2人の医師で交互に行うということですが、日曜日の当番医体制の有無というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

6月以降になりますが、日曜当番ということで月1回、旧深浦さんの時代からもお願いをしておりました。それで、福島町に関しては内科の医療機関が2つしかございませんので、今までも小笠原先生、深浦先生の中で年間スケジュールを決めていただいて、月1回ずつ、計2回です。残りの2回なり3回は、松前町、それから木古内町の方に日曜当番医としての張り付けを調整上お願いしているということでございまして、松前と木古内の病院につきましては救急医療等もやっております、曜日は第1・第2とかそういうのを関係なく、すべて受入対応しているところでございます。それで、小笠原先生とも調整して、6月以降は月1回ずつ割り当てを計画しているところでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

最近、かかりつけ医という言葉聞くんですけども、その定義と言いますか、光銭先生が福島に来られて診療するようになるという状況がある程度落ち着いた段階でもいいですけども、結局、木曜日午後から知内、木古内まで出掛けていくと。土曜日にも月何回か休むわけですね。日曜日もほとんど休み、月1回くらいということからして、そのかかりつけ医というのは、例えばその先生がいない時に何か急患が出たという状況で、大きい病院に行かなきゃならないような状況。これはかかりつけ医の証明というか、そういうものを貰うにいいんですか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

かかりつけ医につきましては、患者さんがドクターを選択して、主に総合診療的な部分の色々な相談に乗っていただくという部分になっております。町内でも小笠原先生だったり、旧深浦先生だったり、あるいは近隣の松前、知内、木古内の病院、もしかしてその病状によっては函館市内のドクターにかかりつけ医的な部分をお願いしている患者さんがいらっしゃるかと思います。今、後段にお話あった救急時の対応でございますが、その部分に関しては福島消防署と前に確認した段階では、やはりかかりつけ医がいるのであれば、かかりつけ医の方で一旦診ていただいて、それから紹介状と。万が一いなかったら、二次の近隣の医療機関ということで対応しているような話を聞いておりますので、おそらく同様の形態になっていくかと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第7号は可決いたしました。

---

◎議案第8号 福島町国民健康保険診療所改修工事請負契約の締結について

---

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第8号 福島町国民健康保険診療所改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤泰総務課長。

○**総務課長（工藤泰）**

それでは、追加議案の1と2をご準備願います。

追加議案の1ページになります。

議案第8号 福島町国民健康保険診療所改修工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年4月23日提出、福島町長。

契約の目的は、福島町国民健康保険診療所改修工事でございます。契約の方法は指名競争入札で、平成30年4月20日に執行いたしました。契約金額は5,940万円で、契約の相手方は松前郡福島町字三岳154番地の21、株式会社金澤建設、代表取締役金澤淳悦氏でございます。

なお、入札の状況説明につきましては、追加議案説明資料2の1ページで説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

入札状況調により説明いたします。

工期につきましては、平成30年7月31日まででございます。工事概要は、鉄骨造2階建一部地下1階で、延べ面積は654.36平方メートルで、建物の1階及び2階等の改修で、事務室、診療室及びトイレ、院長室等を改修するものでございます。入札書比較価格は5,548万4千円で、予定価格は5,992万2,720円でございます。予定価格につきましては、事前公表してございます。

次に、入札の参加状況につきましては、中段の表で、6社により入札執行いたしました。入札の結果、表の上段、株式会社金澤建設が落札いたしました。落札金額は記載のとおりで、落札率は99.13パーセントでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、議案第8号は可決いたしました。

---

◎**議案第9号 財産（診療所医療機器A）の取得について**

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第9号 財産（診療所医療機器A）の取得についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
工藤泰総務課長。

○総務課長（工藤泰）

追加議案の2ページをお願いいたします。  
議案第9号 財産（診療所医療機器A）の取得について。  
次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。  
平成30年4月23日提出、福島町長。  
1として、財産の名称及び数量。  
診療所医療機器Aとして、レントゲン撮影機器及び超音波診断装置一式でございます。  
2の取得金額は、1,292万7,600円。  
3の契約の相手方は、函館市豊川町2番7号、株式会社ムトウ函館支店、支店長米沢英明氏でございます。

入札の状況につきましては、追加議案説明資料の2ページで説明いたしますので、よろしくお願ひします。

1の取得する財産の種類・数量については、診療所医療機器A一式で1,197万円、消費税95万7,600円の総計1,292万7,600円でございます。

2の入札の状況については、入札状況調で説明いたします。

入札は、4月20日に執行いたしました。納入期限につきましては、平成30年6月5日までです。取得する内容は、先ほど説明したとおり、レントゲン撮影機器及び超音波診断装置一式で、入札書比較価格は1,210万円で、予定価格は1,306万8千円でございます。予定価格は、非公表です。

次に、入札の参加状況は、下段の表で、指名業者5社のうち2社が辞退し、3社により入札執行いたしました。入札の結果、株式会社ムトウ函館支店が落札いたしました。落札金額は記載のとおりで、落札率は98.93パーセントでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。



お諮りいたします。

議案第9号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第9号は可決いたしました。

---

◎議案第10号 財産(診療所医療機器B)の取得について

---

○議長(溝部幸基)

日程第14 議案第10号 財産(診療所医療機器B)の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤泰総務課長。

○総務課長(工藤泰)

追加議案の3ページをお願いいたします。

議案第10号 財産(診療所医療機器B)の取得について。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年4月23日提出、福島町長。

1、財産の名称及び数量。

診療所医療機器Bといたしまして、電子カルテ端末、自動血球計数CRP測定装置ほか一式でございます。

2の取得金額は、1,210万6,800円でございます。

3の契約の相手方は、函館市豊川町2番7号、株式会社ムトウ函館支店、支店長米沢英明氏でございます。

なお、入札の状況については、追加議案説明資料2の3ページで説明いたしますので、よろしくお願いたします。

1の取得する財産の種類及び数量については、診療所医療機器B一式で1,121万円、消費税が89万6,800円、総計で1,210万6,800円でございます。

2の入札の状況については、入札状況調で説明いたします。

入札執行は、4月20日にいたしました。納入期限については、平成30年6月5日です。取得する内容は、電子カルテ端末、自動血球計数CRP測定装置ほか一式でございます。入札書比較価格は1,184万円で、予定価格は1,278万7,200円でございます。予定価格は、非公表です。

次に、入札の参加状況については、下段の表で、指名業者5社のうち3社が辞退し、2社により入札執行いたしました。入札の結果、株式会社ムトウ函館支店が落札いたしました。落札金額は記載のとおりで、落札率は94.68パーセントでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第10号は可決いたしました。

---

◎議案第11号 財産(教育用コンピュータ機器)の取得について

---

○議長(溝部幸基)

日程第15 議案第11号 財産(教育用コンピュータ機器)の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤泰総務課長。

○総務課長(工藤泰)

それでは、追加議案の4ページをお願いいたします。

議案第11号 財産(教育用コンピュータ機器)の取得について。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

平成30年4月23日提出、福島町長。

1といたしまして、財産の名称及び数量。

教育用コンピュータ機器一式でございます。

2の取得金額は、2,430万円。

3の取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫氏でございます。

4の北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、松前郡福島町字福島253番地、合名会社西田商店、代表社員西田篤司氏でございます。

入札状況の説明は、追加議案の4ページで説明いたしますので、そちらをお開きください。

1の取得する財産の種類・数量につきましては、教育用コンピュータ機器一式で2,250万円、消費税が180万円の総計2,430万円でございます。

入札の状況につきましては、入札状況調で説明いたします。

入札は、4月20日に執行いたしました。納入期限につきましては、平成30年7月31日です。取得する内容は、教育用タブレット本体129台、各教室用パソコン本体22台、液晶テレビ20台ほかでございます。入札書比較価格は2,319万5,930円で、予定価格は2,505万1,604円でございます。予定価格は、非公表です。

次に、入札の参加状況につきましては、下段の表で、指名業者2社により入札執行いたしました。入札の結果、合名会社西田商店が落札いたしました。落札金額は記載のとおりで、落札率は97.00パーセントでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第11号は可決いたしました。

---

## ◎休 会 の 議 決

---

○議長(溝部幸基)

お諮りいたします。

本定例会4月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、平成30年度定例会を休会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認めます。

平成30年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

## ◎休 会 宣 告

---

○議長(溝部幸基)

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

---

(休会 12時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員